令和7年度版
門 真 市

門真市イメージキャラクター
「ガラスケ」

住み慣れた地域で安心して暮らすために

みんなで支える

介護保険

名　称	電話番号	窓口開設時間 月～金 （祝日・年末年始を除く）
門真市 高齢福祉課	高齢介護グループ（介護認定、サービスなど） 06-6902-6176（直通） 総務グループ（介護保険料の決定など） 06-6902-6301（直通） 06-6902-1231（大代表） 072-885-1231（代　表）	午前 9:00 ～ 午後 5:30

介護保険は高齢者の暮らしを社会みんなで支えるしくみです

40 歳以上の人は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。
その保険料や税金を財源とすることで、介護が必要な人は、費用の一部を負担するだけで、さまざまな介護（予防）サービスが受けられます。
介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることをめざすとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

介護保険の被保険者証を大切に保管しましょう

介護保険の被保険者であることの証明書が「介護保険被保険者証」です。介護保険被保険者証は、介護サービスや介護保険施設を利用する際に提示することで、適切なサービスを受けることができます。（サービスを利用するには、要介護・要支援認定の申請が必要です。）
この証は、被保険者の基本情報や要介護度等が記載されており、その情報に基づいて介護サービスの提供や給付が行われます。介護保険被保険者証を持っていることで、必要なサービスを受ける際にスムーズに手続きが行えるようになります。
大切に保管しましょう。

●65歳以上の人は

65 歳以上の人の場合は、特別な手続きを行わなくても誕生日を迎える月に門真市から送付されます。

●40～64歳の人は

要介護・要支援認定を受けた人に交付されます。

●保険証が必要なとき

- 要介護・要支援認定を申請するとき
- ケアプランを作成するとき
- 介護給付費の支給申請をするとき　等

●被保険者証の有効期限は？

有効期限はありません。要介護・要支援認定の申請をするまで大切に保管してください。
ただし、要介護認定等については有効期間があります。

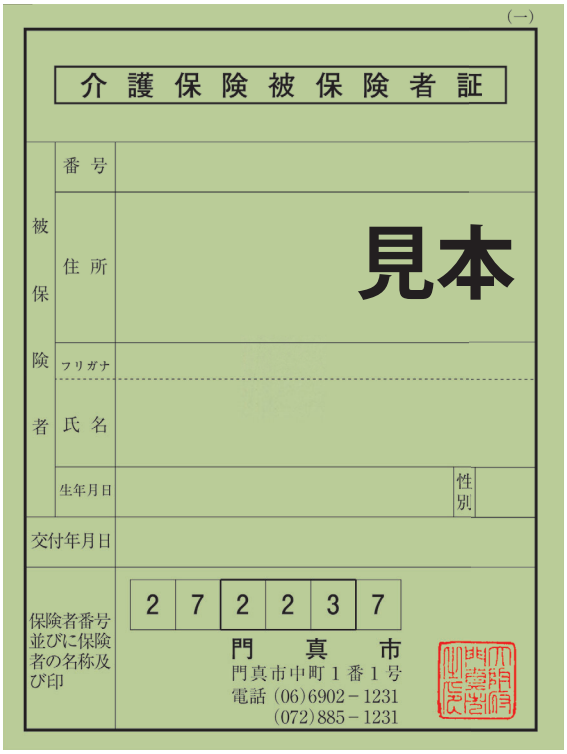

もくじ

1 介護保険制度のしくみ ---- 4

2 介護保険料について ---- 6

3 サービスを利用するには

介護(予防)サービスを利用するための手順 ---- 10

要介護・要支援認定の申請から認定まで ---- 12

要介護認定からサービス利用まで ---- 14

4 介護保険で利用できるサービス

居宅サービス ---- 16

介護保険施設に移り住む ---- 22

住み慣れた地域で受けるサービス ---- 23

福祉用具貸与・購入、住宅改修 ---- 24

5 利用者負担について

費用の支払い ---- 26

利用者負担額を軽減するために ---- 27

6 介護予防・日常生活支援総合事業 ---- 32

7 その他のサービス ---- 36

8 地域包括支援センターの担当地域のご案内 ---- 40

発行　門真市	編集／発行　株式会社鎌倉新書
	発行年　2025年6月

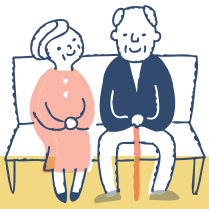

1 介護保険制度のしくみ

介護保険加入者（被保険者）
年齢で2つの被保険者に分かれます。

- 保険料を納める
- 要介護・要支援認定を申請する
- サービスを利用し、費用（利用者負担割合分）を支払う

65歳以上（第1号被保険者）の人

介護が必要であると「要介護・要支援認定」を受けた場合にサービスが利用できます。

（要介護・要支援認定の詳細▶10ページ）

医療保険に加入している40～64歳（第２号被保険者）の人

介護保険で対象となる病気（**特定疾病**※1）が原因で介護が必要となり、「要介護・要支援認定」を受けた場合にサービスが利用できます。

●被保険者証・負担割合証の交付　●認定や結果通知

●介護保険料を納める　●要介護・要支援認定の申請

相談

支援

地域包括支援センター

高齢者が地域で生活できるよう支援する拠点

- 被保険者から相談を受け、内容に応じた支援

ケアマネジャー

介護サービスの相談窓口となる介護の専門家

- 依頼を受けてケアプランを作成
- サービスに関する相談を受け支援

●サービスの提供　●費用の1～３割を請求

●サービスを利用　●費用の1～３割を支払う

CHECK　65歳以上（第1号被保険者）で一定所得以上の人は介護（予防）サービス等を利用するときの自己負担が2割または3割になります。　詳細▶▶26ページ

３割負担となる人

本人の合計所得金額が220万円以上で同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額（※）」の合計が単身世帯で340万円以上、65歳以上の方が2人以上の世帯では463万円以上の人は負担割合が３割となります。

※合計所得金額とは、地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得と短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。

負担割合証

要介護・要支援認定等を受けた人、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。被保険者証とともに介護（予防）サービス等を利用するときに必要になります。

有効期間：１年間
（8月1日～翌年7月31日）

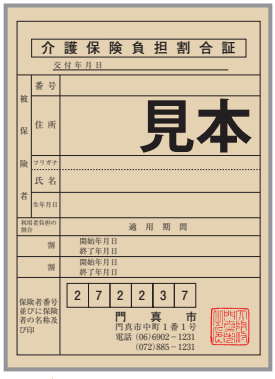

負担割合（1～3割）が記載されます。

介護保険は、40歳以上の人が加入者（被保険者）となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護(予防)サービスを利用できる制度です。

門真市（保険者）

主な役割

- 介護保険料の算定・徴収
- 被保険者証・負担割合証の交付
- 要介護・要支援認定
- 保険給付　等

詳細▶40ページ

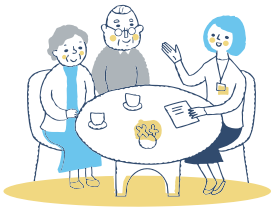

連携

支払　門真市（保険者）が費用の７～９割を支払う

請求

連絡調整

詳細▶11ページ

介護サービス・介護予防サービス提供事業者

利用者にあった介護サービスを提供

- 居宅サービス
- 地域密着型サービス
- 施設サービス　　等

（指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織等がサービスを提供）

特定疾病とは ※1

介護保険で対象となる病気（特定疾病）には、加齢による心身の変化に起因すると考えられる下記の16種類が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症（きんいしゅくせいそくさくこうかしょう）
- 後縦靱帯骨化症（こうじゅうじんたいこっかしょう）
- 骨折を伴う骨粗しょう症（こっせつともなこつそしょう）
- 多系統萎縮症（たけいとういしゅくしょう）
- 初老期における認知症（しょろうきにおけるにんちしょう）
- 脊髄小脳変性症（せきずいしょうのうへんせいしょう）
- 脊柱管狭窄症（せきちゅうかんきょうさくしょう）
- 早老症（そうろうしょう）
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症（とうにょうびょうせいしんけいしょうがい　とうにょうびょうせいじんしょうおよ　とうにょうびょうせいもうまくしょう）
- 脳血管疾患（のうけっかんしっかん）
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（しんこうせいかくじょうせいまひ　だいのうひしつきていかくへんせいしょうおよ　びょう）
- 閉塞性動脈硬化症（へいそくせいどうみゃくこうかしょう）
- 関節リウマチ（かんせつ）
- 慢性閉塞性肺疾患（まんせいへいそくせいはいしっかん）
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症（りょうそく　しつかんせつまた　こかんせつ　いちじる　へんけい　ともな　へんけいせいかんせつしょう）
- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

2 介護保険料について

介護保険制度は社会全体で介護を支えることを目的に創設された公的保険制度です。
介護保険が健全に運営できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

1割		9割				
		保険料 50%		公費 50%		
介護サービスの利用者負担	＋	65歳以上の人の保険料	40歳以上65歳未満の人の保険料	市区町村の負担金	都道府県の負担金	国の負担金
		23%	27%	12.5%	12.5%	25%

● 介護保険の財源

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源で、40歳以上の人が納めます。保険料が介護保険財源に占める割合は左記の通りです。

65歳以上（第1号被保険者）の人の保険料

決め方 基準額をもとに、所得等に応じて決まります。
下記の表は、令和７年度の介護保険料です。

市民税課税状況 世帯	市民税課税状況 本人	段階区分	所得区分	負担率	年額保険料
非課税	非課税	第１段階	・生活保護受給者または老齢福祉金受給者で市民税非課税世帯の人 ・世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）と課税年金収入額の合計額が80.9万円以下の人	基準額×0.285	29,921円
		第２段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）と課税年金収入額の合計額が120万円以下の人	基準額×0.485	50,919円
		第３段階	世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.685	71,916円
課税		第４段階	被保険者本人が市民税非課税で本人の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）と課税年金収入額の合計額が80.9万円以下の人	基準額×0.90	94,489円
		第５段階	被保険者本人が市民税非課税の人	基準額×1.00	104,988円
	課税	以下、被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が			
		第６段階	120万円未満の人	基準額×1.20	125,985円
		第７段階	120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	136,484円
		第８段階	210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	157,482円
		第９段階	320万円以上410万円未満の人	基準額×1.70	178,479円
		第10段階	410万円以上500万円未満の人	基準額×1.90	199,477円
		第11段階	500万円以上590万円未満の人	基準額×2.10	220,474円
		第12段階	590万円以上680万円未満の人	基準額×2.30	241,472円
		第13段階	680万円以上730万円未満の人	基準額×2.40	251,971円
		第14段階	730万円以上780万円未満の人	基準額×2.50	262,470円
		第15段階	780万円以上830万円未満の人	基準額×2.60	272,968円
		第16段階	830万円以上900万円未満の人	基準額×2.70	283,467円
		第17段階	900万円以上の人	基準額×2.80	293,966円

※課税年金収入額とは老齢、退職年金などの課税対象となる年金の収入額をいい、障害、遺族年金などの非課税となる年金の収入額は含みません。
※土地や建物を売ったときの長期譲渡所得及び短期講所得に係る特別控除額があるときは、合計所得金額から当該特別控除額を控除した金額を使用します。
※本人が市民税非課税のときは、合計所得金額から課税年金に係る雑所得を控除した金額を使用します。
※他市からの転入等で被保険者及び世希員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第１段階等になることがあります。確定後に保険料段階に変更が生じた場合は、変更通知でお知らせします。

保険料は、65 歳の誕生日の前日の月の分から納めます。
例）８月１日生まれの人は７月分から、８月２日生まれの人は、８月分から納めます。

納め方 年金の受給額で異なります。

年金の受給が年額18万円以上

年金天引きとは、年金支払月（偶数月）に受給の年金からあらかじめ保険料を差し引くことです。老齢基礎年金、厚生年金等老齢（退職）年金と、遺族年金、障がい年金が対象です。ご自身で納める必要はありません。　（注）個人年金は対象となりません。

年金額が年額 18 万円以上の人でも、次の場合は納付書で納めます（普通徴収）。
- 年度の途中で保険料額や年金額に変更があった場合
- その他年金支払い側の都合による場合
- 65 歳に到達された場合や転入された場合

年金から天引き（特別徴収）

仮徴収期間

4月　6月　8月

仮徴収

当年度の介護保険料が確定するまでの間（４月・６月・８月）、仮の保険料額を年金から差し引かせていただきます。すでに年金から差し引かれている人は、前年度の２月と同額をそれぞれ差し引かせていただきます。

本徴収期間

10月　12月　2月

本徴収

保険料が確定しましたら、仮徴収額を差し引いた残りの額を期割（10 月・12 月・２月）で年金から差し引かせていただきます。

※仮徴収額と本徴収額に大きく差が生じると思われる人に対しては、８月の徴収額を変更（平準化）する場合があります。

年金の受給が年額18万円未満

納付書払か口座振替（普通徴収）

門真市からお送りする納付書で、毎月、指定の金融機関等で納めます。口座振替で納めることもできます。

本算定賦課

7月　8月　9月　10月　11月　12月　1月　2月　3月

本算定賦課

前年の所得情報等をもとに計算した年間12か月分の保険料を７月から翌年の３月までの９回払いで納めます。納付書を７月中旬に送ります。納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア等で期限内に納めていただくか、お申込の金融機関の口座から口座振替により納めていただきます。

※前年所得が確定後に計算した年額保険料を、９期に分けて納めていただきます。

40歳から64歳（第2号被保険者）の人の保険料

国民健康保険に加入している人

決め方 所得等に応じて、高くなったり、低くなったりします。

納め方 世帯単位で合算されますので、世帯主が納付します。

職場の健康保険に加入している人

決め方 加入している健康保険ごとの算定方法で決まります。
給料に応じて、高くなったり、低くなったりします。
被扶養者には直接の保険料負担はありません。

納め方 健康保険料と介護保険料を合わせて納めます。
※原則として事業主が半分納めます。

！ 介護保険料を滞納した場合は？

災害等特別な事情もなく介護保険料を滞納した場合、滞納した期間に応じて次の措置が取られることがありますので、納め忘れに注意しましょう。

納期限をすぎると… 保険料の滞納期間や介護サービス利用の有無に関わらず、滞納処分（差押え等）を受ける場合があります。

１年滞納

サービス費用の**全額をいったん自己負担**し、申請によりあとから保険給付（費用の７～９割）を受けます。

１年６か月滞納

サービス費用の**全額をいったん自己負担し、給付が一時差し止め**られます。滞納していた保険料に充当する場合があります。

２年以上滞納

利用者負担が１割～３割負担から、**３割～４割に引き上げられるほか、高額介護サービス費等の支給が受けられない**場合があります。
※本来の利用者負担が３割の人は、４割に引き上げられます。

MEMO

3 サービスを利用するには

介護(予防)サービスを利用するための手順

まずは、門真市 高齢福祉課や地域包括支援センター(P.40参照)に相談しましょう。

相談する ＞ 心身の状態を調査

40～64歳の人

高齢福祉課で相談する

65歳以上の人

地域包括支援センター・
高齢福祉課で相談する

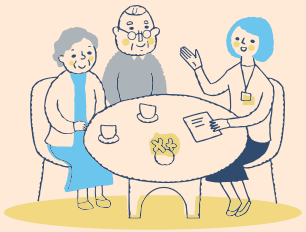

例えば…
- 介護(予防)サービスが必要
- どんなサービスを利用したらよいかわからない
- 介護の予防をしたい 等

要介護・要支援認定の申請

申請の窓口は市役所の高齢福祉課(門真市役所別館1階)です。申請は本人または家族でもできます。

要介護・要支援認定

非該当

基本チェックリストによる判定

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを確認します。

65歳以上の場合

コラム 要介護・要支援認定、基本チェックリスト どちらが良い?

□物につかまっても寝返り、立ち座りができない
□歩行器や杖を使っても一人で歩くことができない
□入浴や着替え、食事、排せつの後始末が一人でできない
□進行性の疾患がある(がん、認知症、難病等)
□65歳未満で特定疾病に該当する

左記に該当する人は
日常生活の動作が困難になっています
支援が必要な状態のため、要介護・要支援認定の申請をしましょう。

コラム　ケアマネジャー（介護支援専門員）ってどんな人？

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護（予防）サービスの利用にあたって、右記のような重要な役割を担っています。資格は5年ごとに更新されます。

- 本人に適したケアプランの作成
- サービス事業所への連絡・手配
- 施設選びの相談・アドバイス
- 介護に関する家族の相談・アドバイス

結果を知る　→　利用できるサービス

要介護 1～5

→ **介護サービス**

詳しくは、16ページ

要支援 1・2

→ **介護予防サービス**

詳しくは、16ページ

サービス事業対象者

- 生活機能の低下がみられた人

→ **介護予防・生活支援サービス事業**

詳しくは、33ページ

非該当

- 生活機能の低下がみられない人
- 介護予防したい人

→ **一般介護予防事業**

詳しくは、35ページ

基本チェックリストを実施し、早期に介護予防の取組を行いましょう。

□足腰が弱くなってきて、よくつまずく
□入浴（浴槽のまたぎ等）が一人でしづらくなっている
□掃除機を出して掃除することが億劫になってきた
□買い物や料理をすることが大変になってきた
□疲れやすく、何をするのも億劫に感じる

左記に該当する人は フレイルかも…

※フレイルとは、心身の様々な機能が加齢等によって低下した状態をさし、適切な対応により改善すると考えられています

要介護・要支援認定の申請から認定まで

介護(予防)サービスを利用するには要介護・要支援認定の申請をし、
「介護(予防)が必要」と認定されることが必要です。

1 申請　介護（予防）サービスが必要になったら市役所の高齢福祉課の窓口で申請をします。

・介護(予防)サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受ける必要があります。
・申請には介護保険被保険者証(2ページ参照)と、医療保険証及びマイナンバーが必要です。

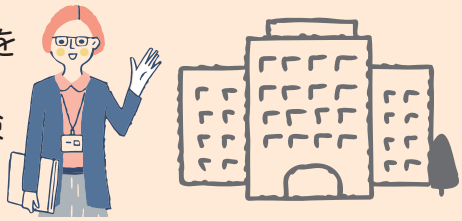

Q 申請は誰でもできますか？

A 申請は、本人または家族、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業所や介護保険施設等に代行してもらうこともできます。
市ホームページから申請書をダウンロードし、郵送でも申請できます。

Q 申請の費用は？

A 無料です。要介護・要支援認定に必要な費用は全額保険で負担します。

Q 現在、入院中でも申請できますか？

A 退院後に在宅で介護（予防）サービスを利用する場合や、介護保険施設等への入所を希望する場合に申請できます。なお、要介護・要支援認定は、病状が安定していることが前提となりますので、病院の主治医や看護師、相談員等にご相談ください。

Q 申請はいつでもできますか？

A 申請はいつでもできますが、認定はその時の心身の状況に応じて要介護状態区分等が決まります。
介護（予防）サービスが必要な時に、申請をお願いします。

2－1 訪問調査

調査員が自宅等を訪問して、本人や家族から心身の状態や日頃の生活、居住環境等について聞き取り調査等を行います。

2－2 主治医意見書

市から本人の主治医に依頼し、心身の状態についての意見書を作成してもらいます。

Q 主治医とは？

A かかりつけの医師や、介護が必要になった直接の原因である病気を治療している医師等、本人の心身の状態をより把握している医師のことです。
主治医がいない場合は、高齢福祉課へご相談ください。

3 審査・判定　介護認定審査会が、必要な介護の度合いを総合的に判断します。

- ②−1訪問調査の結果等からコンピュータ判定(一次判定)が行われた結果と、②−2主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で介護の必要性や程度、期間等について審査、判定を行います。

4 認定　介護度及び期間が認定され、その結果が記載された結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

・介護認定審査会の判定に基づき、市が要介護状態区分等を通知します。
(原則として申請から30日以内。)

	要介護状態区分	利用できるサービス
介護予防の取組対策が必要	要支援1	介護予防サービスが利用できます。 介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。
	要支援2	
介護が必要 数字が高いほど介護が必要な度合いが高い	要介護1	介護サービスが利用できます。
	要介護2	
	要介護3	
	要介護4	
	要介護5	
保険給付の対象外	非該当	希望者は基本チェックリストを受けます。

Q 認定結果が出るまで、介護(予防)サービスの利用はできないの？

A 介護（予防）サービスは、申請した日から必要に応じて利用できます。
ただし、認定結果が見込みより低い場合には、自費が発生する場合があります。
サービス利用を具体的に考えてから申請しても間に合います。なお、申請からサービス利用するまでに長く時間が空いていると、介護（予防）サービスを利用する時点では心身の状態が変化している可能性もあり、要介護・要支援認定のやり直しが必要になる場合があります。介護（予防）サービスが必要な時に、要介護・要支援認定の申請をしましょう。

Q 認定期間中に状態が変わったら、どうしたら良いですか？

A 心身の状況や病状等が変化したことにより介護の状況が変わったと見込まれる場合は、変更申請ができますので、ご相談ください。

要介護認定からサービス利用まで

要介護１～５と認定された人

在宅でサービスを利用したい

居宅介護支援事業所にケアプランの作成を依頼

- 居宅介護支援事業所を選び、連絡します。
- 担当のケアマネジャーが決まります。

施設に入所してサービスを利用したい

介護保険施設と契約

入所を希望する施設へ直接申し込みます。

- どの施設が適しているか分からない場合は、ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談しましょう。

要支援１・２と認定された人

介護予防・生活支援サービス事業対象となった人

地域包括支援センターにケアプランの作成を依頼

(要支援1・2の方は門真市から指定を受けた介護予防支援事業所でも可能)

- 心身の状態や環境、生活歴等から、課題を分析します。
- お住まいの地域によって担当のセンターが決まっています。(40ページ参照)

ケアプランの作成

要介護状態になることを予防するため、本人や家族とサービス担当者を含めて目標を設定し、どのような支援が必要かを決定します。

! 要介護・要支援認定は期間ごとに更新が必要です

要介護・要支援の認定には有効期間があります。(原則、新規は６か月、更新は12か月)

ただし、心身の状況や病状等により3か月から48か月の間で短縮及び延長する場合があります。引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間が終了する前に更新申請をする必要があります。更新申請は、認定の有効期間終了日の60日前から受付します。

居宅介護支援事業所や地域包括支援センターにケアプラン作成を依頼し、介護（予防）サービス事業所や介護保険施設と契約しサービスを利用します。

ケアプランの作成

- 計画の原案の作成
- サービスの担当者との話し合い
- ケアプランを作成

利用者本人と面接して生活上の課題等を把握し、サービス利用の原案を作ったあと、家族やサービス事業所と、原案について検討します。
サービスの種類、利用回数等を盛り込んだケアプランを作成し、同意により完成します。

サービス事業所と契約

在宅サービスの利用開始

ケアプランに基づいて
居宅サービスを利用します。

16ページ

ケアプランの作成

施設のケアマネジャーが
本人にあったケアプランを作成します。

施設サービスの利用開始

22ページ

ケアプランに基づいて
施設サービスを利用します。

サービス事業所と契約

介護予防サービスの利用開始

ケアプランにそって**介護予防サービス** 16ページ
および **介護予防・生活支援サービス事業** 33ページ を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業の利用開始

ケアプランにそって
介護予防・生活支援サービス事業 33ページ を利用します。

Q なぜ要介護・要支援の認定には有効期間があるのですか？

A 高齢者の心身の状態は変化しやすいため、必要な介護の度合いは一定であるとは限りません。適切なサービスが提供されるよう、一定期間ごとに状態をチェックして、認定を見直す必要があるためです。

Q 要介護・要支援の認定結果に納得ができない場合は？

A 認定結果等に疑問や不服がある場合、まずは門真市 高齢福祉課までご相談ください。
その上で納得できない場合は、認定結果を受け取った日の翌日から３ か月以内に「大阪府介護保険審査会」に不服申立てできます。

4 介護保険で利用できるサー

「在宅で」「通いで」「施設で」利用できるさまざまな介護サービスは、1割～3割の自己負担で利用できます。このほかに、居住費、食費、日常生活費がかかる場合があります。費用はサービスを提供する事業所の体制等によって異なります。

16ページから25ページで使用しているマークの意味

要介護 要介護１～５の人が利用できるサービス

要支援 要支援１・２の人が利用できるサービス

居宅サービス＜在宅でサービス利用＞

※（カッコ）内は１割の場合の自己負担額です。　2025年4月1日現在の費用の目安

自宅での日常生活をサポートしてもらう

主なサービス内容

身体介護の例
・食事や入浴の介助　・オムツの交換、排泄の介助　・衣類の着脱の介助
・洗髪、爪切り、身体の清拭　・通院や外出の付き添い　等

生活援助の例
・食事の準備や調理　・衣類の洗濯や補修　・掃除や整理整頓
・生活必需品の買い物　・薬の受け取り　等

要介護 訪問介護（ホームヘルプ）

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、
ホームヘルパーによる本人への身体介護や生活援助が受けられます。
※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用の目安

身体介護（30分以上1時間未満）（1回） 例）食事・排せつ・入浴の介助 等	4,276円（428円）
生活援助（20分以上45分未満）（1回） 例）掃除・洗濯・買い物・調理の支援 等	1,977円（198円）

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問等は加算あり

通院のための乗車・降車の介助（1回） ※移送にかかる費用は別途自己負担	1,071円（108円）

要支援 詳しくは33ページを確認

サービスの対象外です

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 来客の対応
- 草むしり・花の手入れ
- 洗車
- 大掃除や屋根の修理等の日常的な家事の範囲を超えるもの　等

共生型サービスとは？

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉サービスを一体的に提供する取り組みです。障がいのある人が65歳以上になっても、なじみの事業所でサービスを受けることができます。

※対象サービス・・・・・「訪問介護」「（地域密着型）通所介護」「（介護予防）短期入所生活介護」「（介護予防）小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」

ービス

自宅で入浴の介助をしてもらう

主なサービス内容　・入浴、洗髪の介助　・看護師等による健康チェック　等

要介護 訪問入浴介護

訪問入浴車等で訪問し、入浴の介護が受けられます。

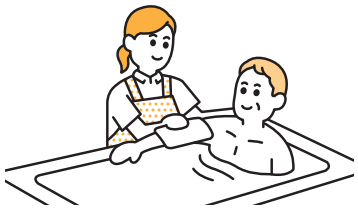

▼サービス費用の目安

全身入浴（1回）	13,989円（1,399円）

要支援 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽がない場合や、感染症等の理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合に限定して、訪問による入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用の目安

全身入浴（1回）	9,458円（946円）

自宅で看護を受ける

主なサービス内容　・血圧や脈拍等病状のチェック　・床ずれの予防や処置
・経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器等の管理や医療処置　等

要介護 訪問看護

看護師等による療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用の目安

訪問看護ステーションの場合（30分未満）（1回）	5,204円（521円）	病院または診療所の場合（30分未満）（1回）	4,408円（441円）

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問等は加算あり

要支援 介護予防訪問看護

疾患等を抱えて外出が困難な場合に、看護師等による療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用の目安

訪問看護ステーションの場合（30分未満）（1回）	4,983円（499円）	病院または診療所の場合（30分未満）（1回）	4,221円（423円）

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問等は加算あり

自宅でリハビリをする

主なサービス内容

・理学療法士による運動の訓練や住環境についての助言
・作業療法士による手先の訓練、作業補装具の利用による訓練
・言語聴覚士によるえん下、言語の訓練　等

要介護 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士等によるリハビリテーションが受けられます。

1回につき ※20分間リハビリテーションを行った場合	3,335円(334円)

要支援 介護予防訪問リハビリテーション

在宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士、作業療法士等によるリハビリテーションが受けられます。

▼サービス費用の目安

1回につき ※20分間リハビリテーションを行った場合	3,227円(323円)

自宅で医師等から指導・管理を受ける

主なサービス内容

・医師や歯科医師による療養上の管理や指導
・薬剤師による服薬の管理や指導
・管理栄養士による特別食の献立の指導
・歯科衛生士による口腔や義歯の管理や指導　等

要介護 居宅療養管理指導

要支援 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、医学的な管理や指導が受けられます。

▼サービス費用の目安

医師による指導(1か月に2回まで)(1回)	5,150円(515円)

使用しているマークの意味

要介護 要介護１～５の人が利用できるサービス
要支援 要支援１・２の人が利用できるサービス

日帰りで施設に通って入浴や食事等のサービスを受ける

主なサービス内容
・看護師等による健康チェック
・機能訓練指導員の計画に沿った日常動作訓練
・レクリエーション、他の人との交流　等

要介護 通所介護(デイサービス)

通所介護事業所に通って入浴や食事の介助、
機能訓練等が受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用の目安

通常規模事業所利用の場合 (7時間以上8時間未満)(1回) ※送迎含む	要介護1 〜 要介護5	7,027円(703円) 〜 12,260円(1,226円)

要支援 詳しくは33ページを確認

※食事、日常生活費は別途かかります。
※費用は事業所の種類・サービスによって異なります。

日帰りで施設に通ってリハビリする

主なサービス内容
・理学療法士による運動の訓練や住環境についての助言
・作業療法士による手先の訓練、作業補装具の利用による訓練
・言語聴覚士によるえん下、言語の訓練
・レクリエーション、他の人との交流　等

要介護 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要なリハビリテーションが受けられます。

▼サービス費用の目安

通常規模事業所利用の場合 (7時間以上8時間未満)(1回) ※送迎含む	要介護1 〜 要介護5	8,252円(826円) 〜 14,934円(1,494円)

※個別のリハビリを行った場合は加算あり　※食事、日常生活費は別途かかります。

要支援 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要なリハビリテーションが受けられるほか、その人の目標に合わせたサービスを提供します。その人の目標に合わせた選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)を提供します。

▼サービス費用の目安

1か月あたり ※送迎・入浴含む	要支援1	24,562円(2,457円)
	要支援2	45,789円(4,579円)

※食事、日常生活費は別途かかります。

特定の施設に入居している人が利用するサービス

有料老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等のうち、介護保険の指定を受けた施設に入居している人が受けるサービスです。
食事・入浴等の介護や機能訓練が受けられます。

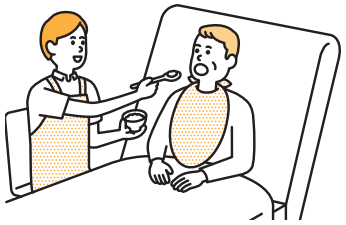

要介護 特定施設入居者生活介護

▼サービス費用の目安

1日あたり	要介護1 〜 要介護5	5,788円(579円) 〜 8,682円(869円)

要支援 介護予防特定施設入居者生活介護

▼サービス費用の目安

1日あたり	要支援1	1,954円(196円)
	要支援2	3,342円(335円)

※食費、居住費等は別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

施設に短期間入所して受けるサービス

要介護 短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設等に
短期間入所し、日常生活の支援や
機能訓練が受けられます。

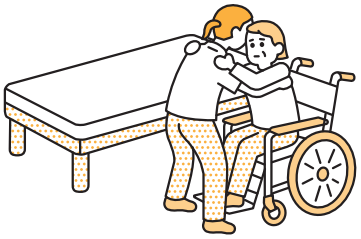

▼サービス費用の目安

介護老人福祉施設 (併設型・ユニット型個室) (1日あたり)	要介護1 〜 要介護5	7,624円(763円) 〜 10,689円(1,069円)
介護老人保健施設 (ユニット型個室) (1日あたり)	要介護1 〜 要介護5	8,928円(893円) 〜 11,278円(1,128円)

※食費、滞在費、日常生活費等は別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

使用しているマークの意味

要介護 要介護１〜５の人が利用できるサービス
要支援 要支援１・２の人が利用できるサービス

施設に短期間入所して受けるサービス

要介護 特定短期入所療養介護

▼サービス費用の目安

4時間以上6時間未満 （1日あたり） 難病やがん末期の要介護者が利用した場合	要介護1 〜 要介護5	9,900円（990円）

※食費、滞在費、日常生活費等は別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

要支援 介護予防短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）

介護老人福祉（保健）施設等に短期間入所し、
日常生活の支援や機能訓練が受けられます。

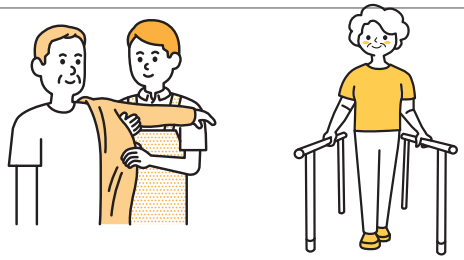

▼サービス費用の目安

介護老人福祉施設 （併設型・ユニット型個室） （1日あたり）	要支援1	5,649円（565円）
	要支援2	7,006円（701円）
介護老人保健施設 （基本型・ユニット型個室） （1日あたり）	要支援1	6,664円（667円）
	要支援2	8,426円（843円）

※食費、滞在費、日常生活費等は別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

▼居室（部屋タイプ）について

ユニット型個室	ユニット（10人程度）で利用できる共用のリビング等を併設している個室
ユニット型個室的多床室	室内は、天井との隙間がある仕切りで個室のように区切られ、ユニット（10人程度）で利用できる共用のリビング等を併設している居室
従来型個室	リビングを併設していない個室
多床室	4人部屋等の個室以外の居室（相部屋）

MEMO

介護保険施設に移り住む

要介護3〜5 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅では介護ができない人が対象の施設。
食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。
※要介護1・2の人で、やむをえない事情があれば、入所が認められる場合があります。

新規に入所できるのは原則、要介護3以上の人。すでに入所している人はそのまま利用できます。

要介護 介護老人保健施設(老人保健施設)

症状が安定し、住宅復帰できるよう、リハビリに重点を置いた人が対象の施設。
医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

要介護 介護医療院

長期療養のための医療と日常生活の介護を一体的に提供する施設。

MEMO

使用しているマークの意味

要介護 要介護１〜５の人が利用できるサービス
要支援 要支援１・２の人が利用できるサービス

住み慣れた地域で受けるサービス

※原則、門真市民だけが利用できます。

要介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話等随時対応します。

要介護 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間体制の訪問介護があります。

要介護 要支援 認知症対応型通所介護

認知症と判断された高齢者が、デイサービスを行う施設等に通い、食事、入浴等の介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

要介護 要支援2 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事、入浴等の介護や支援、機能訓練が受けられます。※要支援1の人は対象となりません。

要介護 要支援 小規模多機能型居宅介護

住居型の施設で「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、事業所へ泊まる「宿泊」のサービスを受けられます。

要介護 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

小規模な住居型の施設で「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、事業所へ泊まる「宿泊」のサービスに看護を加えたサービスが受けられます。

要介護3～5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の介護老人福祉施設で、食事、入浴等の介護や健康管理が受けられます。
※要介護1・2の人で、やむをえない事情があれば、入所が認められる場合があります。

要介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の介護専用の有料老人ホーム等で、食事、入浴等の介護や機能訓練が受けられます。

要介護 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練等が受けられます。

福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具をレンタルする

用具によって要介護、要支援の対象範囲が異なります。

要介護 要支援 **福祉用具の貸与**

日常生活の自立を助ける福祉用具を貸し出します。

▲■ 手すり
（工事をともわないもの）

▲■ スロープ
（工事をともわないもの）

▲■ 歩行器

▲■ 歩行補助つえ

■ 車いす

■ 車いす付属品
（クッション等）

■ 特殊寝台

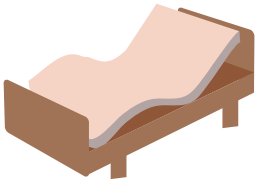

■ 特殊寝台付属品
（マットレス等）

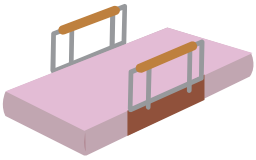

■ 床ずれ防止用具

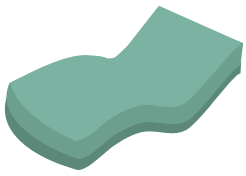

■ 体位変換器

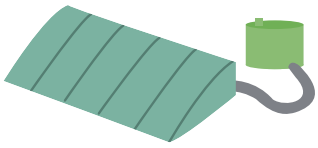

■ 認知症老人徘徊感知器

■ 移動用リフト
（つり具の部分を除く）

★ 自動排泄処理装置

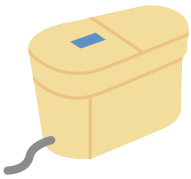

対象の範囲

要支援１・2、要介護１の人→ ▲
要介護２～要介護５の人→ ■
要介護４・要介護５の人→ ★

サービス費用の目安

実際に貸与に要した費用
（利用者負担１割～３割）

▼福祉用具（貸与）について

●福祉用具（貸与）が適切な価格で利用できるよう、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限が公表されました。

●福祉用具貸与業所に下記①②が義務づけられました。
①貸与する品目の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す
②貸与する品目の全国平均価格とその事業所の価格を示す

▼一部の福祉用具の貸与と購入の選択について

●固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、歩行補助つえ（松葉杖を除く単点つえおよび多点つえ）については、貸与または購入を選択できます。

特定福祉用具を購入する

要介護 要支援

特定福祉用具の購入費の支給

指定された事業所から福祉用具を購入した場合、福祉用具の購入費を支給します。

腰掛便座

入浴補助用具

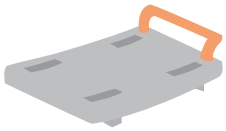

自動排泄処理装置の交換可能部品

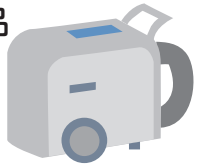

簡易浴槽

移動用リフトつり具

排泄予測支援機器

膀胱内の状態をセンサー等で感知することで尿量を測定し、排尿の機会を要介護者または介護者に通知するものです。

手続きに必要な書類

①福祉用具購入費支給申請書
②領収書（原本、被保険者あて）
③購入した福祉用具のパンフレットの写し等
④委任状（本人や家族以外の人が申請する場合に必要です）
⑤介護保険福祉用具購入を要する意見書
⑥請求書

サービス費用の目安

福祉用具購入費10万円に対し、介護保険より最大９万円～７万円
（利用者負担１割～３割）

固定用スロープ・歩行器（歩行車除く）、単点杖（松葉杖を除く）と多点杖は、貸与と購入を選択することができます。

住宅を改修する

●工事前に必ずケアマネジャーに相談しましょう

要介護 要支援

住宅改修費の支給

手すりの設置や段差解消等の小規模な住宅改修をした際、改修費用を支給します。

▼対象となる工事の例

- 廊下やトイレ、浴室等への手すりの取付け
- スロープの設置等による段差の解消
- 引き戸等への扉の取替え
- 滑り防止、移動円滑化のための床材の変更
- 洋式便器等への便器の取り換え

サービス費用の目安

改修工事費用上限額 20万円に対し、介護保険より最大18万円～14万円
（利用者負担１割～３割）

※住宅改修を利用するときは、複数の業者見積をとりましょう。
※1回の改修工事で 20万円を使い切らず、複数回に分けて使うこともできます。

支給を受けるためには改修前・改修後にそれぞれ申請手続きが必要です。

住宅改修の検討・申請から工事までの流れ

①家族や専門家等に相談

②事前申請
提出書類
・住宅改修費事前申請書
・委任状（本人や家族以外の人が申請する場合に必要です）
・改修する住宅が本人所有でない場合は承諾書が必要です
・住宅改修が必要な理由書　・工事費見積書（内訳がわかるもの）
・改修予定箇所がわかる写真（日付入り）
・改修予定箇所を記入している図面

③事前申請承認決定通知書が自宅に届く
工事業者に連絡してください。

④工事の実施

⑤工事業者へ工事費を支払い
支払いは、「受領委任払い」と、「償還払い」とで異なります。
受領委任払い：本人が工事業者に１割、２割または３割分を支払い、残り９割、８割または７割分を申請により保険者から工事業者へ支払います。
償還払い：本人が工事業者へいったん全額支払い、申請により９割、８割または７割分を保険者から本人へ支払います。

⑥支給（事後）申請
提出書類
・住宅改修費支給申請書（「受領委任払い」用と「償還払い」用のどちらか）
・委任状　・住宅改修事前申請承認決定通知書
・工事費請求書（内訳がわかるもの）
・改修箇所がわかる写真（日付入り）　・領収書
※償還払いの場合で、本人の口座以外に振り込みを希望する際には、「委任状兼口座振替依頼書」も必要です。

5 利用者負担について

費用の支払い

介護（予防）サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載される利用者負担割合に応じて、サービス費用の１割～３割を事業者に支払います。利用者負担割合は、サービスを利用する人の所得や世帯構成によって判定されます。

利用者負担割合判定の流れ

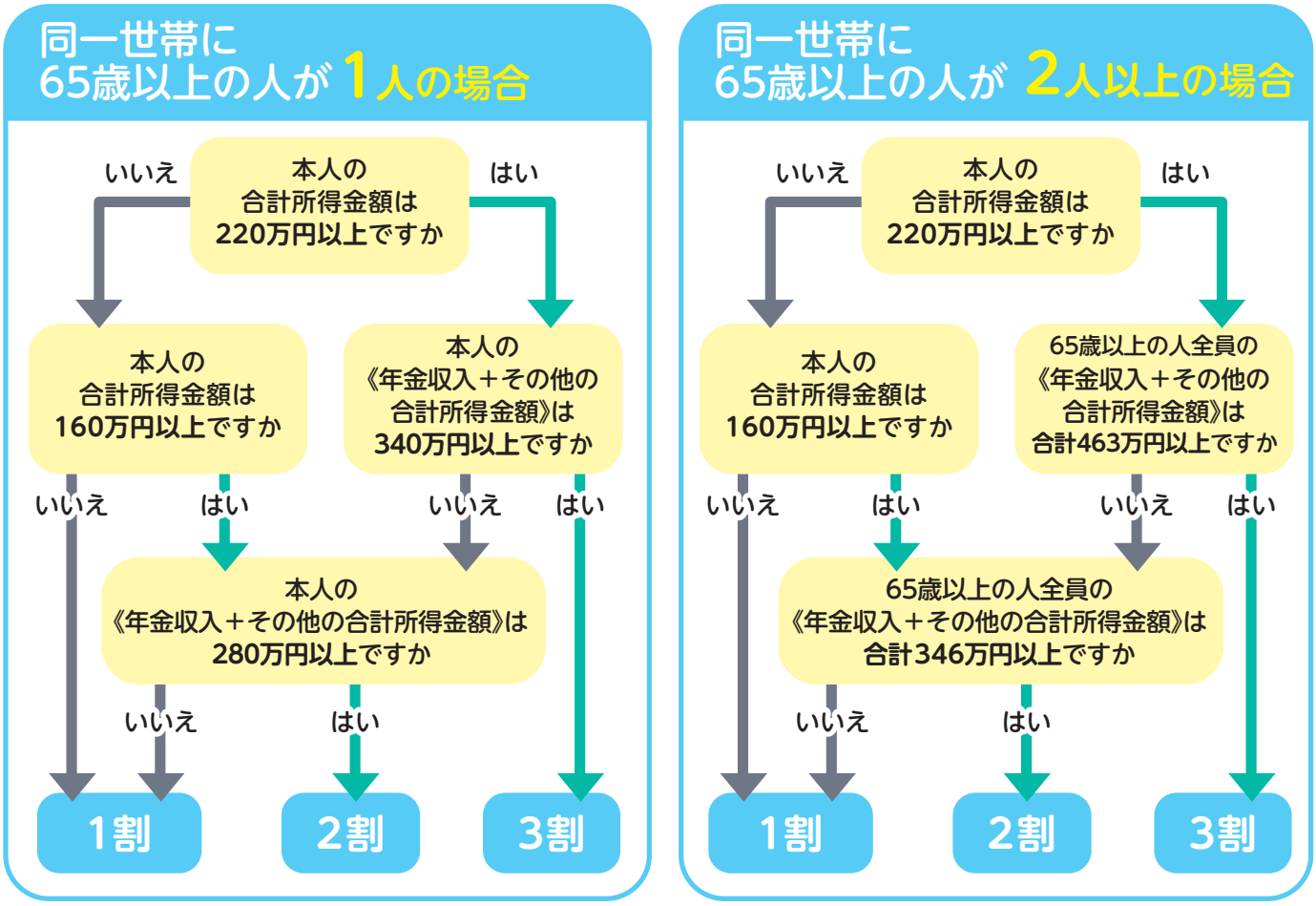

◉ 65歳未満の人、住民税非課税の人、生活保護受給者は１割負担となります。

利用者負担額の例

要介護１、利用者負担割合が１割の人が、
月15万円分の介護サービスを利用した場合・・・

支給限度額額 167,650円

介護サービス費用額 150,000円

介護保険より給付	利用者負担額
135,000円	15,000円

※ 利用者負担額のほかに、
食費、日常生活費等は全額自己負担となります。

支給限度額

要介護度ごとに、介護保険が利用できるサービス費用の限度額が決められています。

要介護状態区分	居宅サービスの支給限度額（1か月）
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※限度額を超えて介護サービスを利用した場合は、超えた分の費用は全額自己負担となります。

利用者負担額を軽減するために

介護保険では、所得が少ない人でも介護（予防）サービスを利用しやすくするために、さまざまな支援対策があります。

特定入所者介護（予防）サービス費（介護保険負担限度額認定）

低所得者が介護保険施設サービス〔（地域密着型）介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院〕、短期入所サービス（ショートステイ）を利用するときの居住費（滞在費）、食費の利用者負担額を軽減します。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から支払われます。

お手続き

門真市 高齢福祉課の窓口で申請が必要です。
対象になる人に「介護保険負担限度額認定証」を発行しますので、施設等へ提示してください。なお、有効期間は申請された月から次の7月末までです。

基準費用額（1日あたり）

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額
（施設が定める居住費及び食費が基準額を下回る場合、施設の定める額が基準となります。）

負担限度額（1日あたり）

対象となる人は以下の条件を満たす人です。
●本人、本人と同じ世帯の人全員および配偶者が住民税非課税である
●預貯金等の資産状況が、下表に示される金額以下である

利用者負担段階		預貯金等の資産の状況※1	居住費（滞在費）の上限額（日額）				食費の負担限度額 ※3
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※2	多床室	
第1段階	生活保護受給者	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円 【300円】
	老齢福祉年金の受給者	単身：1,000万円 夫婦：2,000万円					
第2段階	課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80.9万以下の人 ※1	単身：　650万円 夫婦：1,650万円	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
第3段階①	課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80.9万円超120万円以下の人 ※1	単身：　550 万円 夫婦：1,550 万円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】
第3段階②	課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	単身：　500 万円 夫婦：1,500 万円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,300円】

※1　令和7年8月1日から変更となります。
※2　第２号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、単身：1,000万円、夫婦：2,000万円
※3　介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（　）内の金額です
※4　短期入所生活介護を利用した場合の食費の負担限度額は【　】内の金額です
※5　住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料とします。

在宅サービス等で施設を利用した場合の負担額

通所サービス、施設を利用するサービスの利用者負担は、次の通りとなります。

通って受けるサービス

（通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護）

1 サービス費用の1割～3割 ＋ 2 その他の日常生活費 ＋ 3 食費

施設を利用するサービス

（短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

1 サービス費用の1割～3割 ＋ 2 その他の日常生活費 ＋ 3 食費 ＋ 4 滞在費（宿泊費）

施設サービスを利用した場合の負担額

● 介護サービス利用時の1か月の自己負担額の平均的な目安（1割負担の場合）
令和7年8月1日より、一部の多床室において、室料が徴収されます。

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護医療院
要介護 1	21,467円	25,696円	21,852円	27,234円
要介護 2	23,710円	27,170円	24,127円	30,759円
要介護 3	26,113円	29,253円	26,530円	38,416円
要介護 4	28,388円	31,015円	28,869円	41,652円
要介護 5	30,599円	32,617円	31,111円	44,600円

※利用者負担額は基本的な額であり、サービス内容や施設の規模等によって異なります。このほかに、日常生活費、食費、居住費等の負担があります。

● 施設サービスを利用した場合の負担額は、①介護サービスの1割～3割、②日常生活費、③食費、④居住費になります。

介護サービス費用 ①1割～3割 ＋ ②日常生活費 ＋ ③食　費 ＋ ④居 住 費

※おむつ代（おむつカバー、洗濯代等を含む）は、介護サービス費に含まれるので日常生活費として支払う必要はありません。

高額介護（予防）サービス費

利用者が同じ月内に受けた、在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が、利用者の上限を超えた場合、超えた分が高額介護（予防）サービス費として支給されます。

負担区分	利用者負担上限額（1か月）
住民税課税世帯（同一世帯の第1号被保険者の課税所得額で判定）	
課税所得 690万円（年収1,160万円）以上の人がいる場合	世帯 140,100円
課税所得 380万円（年収約770万円）以上、 課税所得 690万円（年収約1,160万円）未満の人がいる場合	世帯 93,000円
課税所得 380万円（年収約 770 万円）未満の人がいる場合	世帯 44,400円
住民税非課税世帯	世帯 24,600円
合計所得金額※1と課税年金収入額の合計から 課税年金に係る雑所得を控除した額が80.9万円以下の人 ※2	個人 15,000円※3
老齢福祉年金の受給者	
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円
生活保護の受給者	

※1　土地や建物を売ったときの長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額があるときは、合計所得金額から当該特別控除額を控除します。
※2　令和7年8月1日から上記、負担区分のとおり変更となります。
※3　住民税非課税世帯の人は、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。

受領委任払制度の利用

施設入所の場合、介護給付の対象経費に対して上記の上限額を負担するだけで、それ以上の施設サービス費の自己負担分については、保険者から直接、施設に支払う「受領委任払制度」があります。

※高額介護サービス費等の受領委任払承認申請書を提出してください。

MEMO

介護保険と医療保険の自己負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の自己負担を年間で合算し高額になった場合は、下の限度額を超えた分が支給される高額医療、高額介護合算制度があります。

● 高額医療、高額介護合算制度の自己負担限度額〈年額／8月～翌年7月〉

所　得 （基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受けている人がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上記表どおりの算定基準額で計算し、介護保険からの支給は別途設定する算定基準額の「世帯で 31 万円」で計算されます。

※同じ世帯でも、家族それぞれが異なる医療保険に加入している場合は合算できません。詳しくは市のホームページをご覧ください。

自己負担が軽減されるとき

ホームヘルプサービスの利用者負担が軽減されます

● 制度移行措置対象者

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が 0 円となっている人であって、下記の（ア）（イ）いずれかに該当する人

（ア）65歳到達以前のおおむね1年間に障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた人であって、65歳に到達したことで介護保険の対象となった人

（イ）特定疾病によって生じた身体上または精神上の障がいが原因で、要介護または要支援の状態となった40歳から64歳までの人

● 社会福祉法人等による利用料の軽減制度

●低所得世帯でとくに生計の維持が困難な人が、社会福祉法人等が提供する所定の介護サービスを利用する場合、利用者負担が軽減されることがあります。

●利用できるサービス（介護予防・地域密着型サービスを含む）

・介護老人福祉施設サービス　・訪問介護　・小規模多機能型居宅介護
・通所介護　・短期入所生活介護等

● 減額の割合

自己負担額（1 割）の 25%（老齢福祉年金の受給者のみ 50%）を減額

低所得世帯とは　年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であることをはじめ、複数の要件をみたすこと。
くわしくは高齢福祉課までお問い合わせください。

ポイント

預貯金等に含まれるものとは？

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）、タンス預金（現金）	通帳の写し等（タンス預金の場合は自己申告）
有価証券（株式・国債・地方債・社債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し等
金・銀（積立購入含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し等
負債（住宅ローン等）	借用証書等

預貯金等に含まれないもの

生命保険、自動車、腕時計・宝石等の時価評価額の把握が困難な貴金属、絵画・骨董品、家財等は預貯金等に含まれません。

MEMO

6 介護予防・日常生活支援

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、住民等が参画し多様なサービスを提供することにより、地域の支えあいの体制づくりを推進し、支援を必要とする人に対し効果的かつ効率的に支援することを目的としています。
高齢者のうち、介護を必要としない元気な高齢者が、支援を必要とする人を支えていくことで、地域で社会参加できる機会が増え、高齢者自身の介護予防と支えあいの地域づくりに繋がることが期待されます。

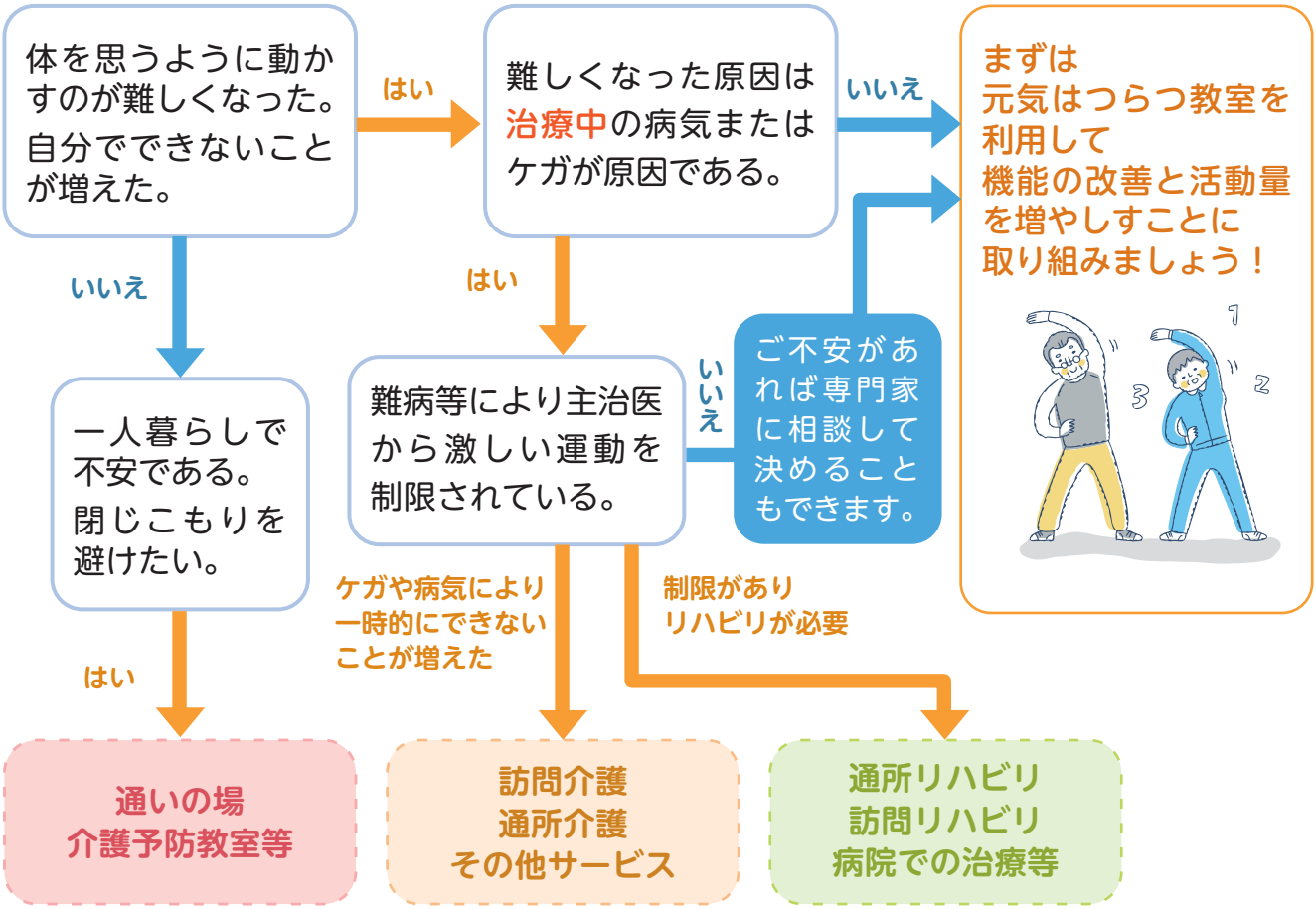

リハビリ専門職同行訪問事業

地域包括支援センターやケアマネジャーとリハビリ専門職(理学療法士・作業療法士)が自宅を訪問し、身体の状態や生活環境について、アドバイスをさせていただきます。

目　　的：ケアプラン作成支援、介護予防に関する生活指導

対　　象：要支援１・２、事業対象者で、介護サービスの利用を検討している方のうち、リハビリ専門同行訪問事業が必要と思われる方

費　　用：無料

所要時間：１時間程度

利用方法：担当の地域包括支援センターまたは、ケアマネジャーが調整します

ケアプラン作成や介護予防に向けた助言

生活での課題やどのようなサービスを利用したら元気になれるか、ご自宅でできる運動など、介護予防に向けた取り組みを助言します。

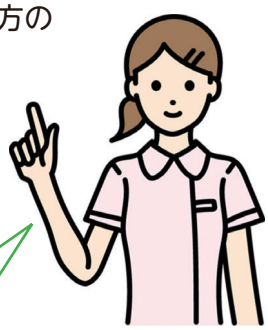

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2　サービス事業対象者　の人が利用できるサービス

ご本人ができることはできるだけ行いながら、できない部分を各種サービスでお手伝いしてもらいます

自己負担の目安の金額は、1割の場合です。　2025年4月1日現在の目安

名称		サービス内容	サービス費用の目安	自己負担の目安 ※所得によって異なります
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	・現行の訪問介護と同じサービス ・ヘルパーによる身体介護と生活援助を提供	3,248円 (1回あたり)	325円 (1回あたり)
	訪問型サービスA (緩和型)	・市の定める研修を修了した人による生活援助を提供 ・身体介護は行いません	1,613円～1,989円 (1回あたり)	162円～199円 (1回あたり)
通所型サービス	通所介護相当サービス	・現行の通所介護と同じサービス ・専門職による日常生活上の支援や機能訓練、送迎を提供	4,800円 (1回あたり)	480円 (1回あたり)
	通所型サービスA (緩和型)	・運動、レクリエーション等の多様なサービスを提供	3,236円～3,599円 (1回あたり)	324円～360円 (1回あたり)
	元気はつらつ教室 (短期集中型)	・理学療法士等リハビリ専門職による、短期間(3～6か月)の機能訓練を提供		300円(1～12回) 500円(13～24回) (1回あたり) ※負担割合に関わらず、上記金額となります。

門真市では、元気はつらつ教室の利用を促進し、介護予防を推進しています

MEMO

元気はつらつ教室

運動や体操を行う時、何となく身体を動かしていませんか？
元気はつらつ教室で、運動のポイントを正しく理解して元気な身体になりましょう!!

筋肉、骨、関節の構造等、身体の知識を持ったリハビリ専門職が、運動、体操のポイントをおさえて身体に効果が出る運動や、自宅でできる体操等を３か月間指導します。運動だけでなく、元気な身体を維持するための栄養や「話す」、「かむ」、「飲み込む」を改善する口腔についても学ぶことができます。
一人では続かないけれど仲間と一緒に取り組むとやる気も出ます。みんなで励まし合って笑顔いっぱいの輝く汗をかきましょう!! そしていつまでも輝き溢れる元気な身体で過ごしましょう!!

フレイル状態（11 ページ参照）で日常生活に支障が出ている人に、リハビリ専門職が、ポイントをおさえて、身体に効果が出る運動や自宅でできる体操等を３か月間指導します。

① サービス利用前

- 元気はつらつ教室のリハビリ専門職が自宅を訪問します。
- 難しくなってきた生活行為（外出、入浴、家事等）の確認とアドバイスをします。
- 元気になったら、どうなりたいかを一緒に考えます（目標確認）。

② サービス利用開始

- 体調等を確認し、運動プログラム等を実施します。
- 利用開始月と最終月に体力測定を行います。
- 自宅でも運動に取り組みます。
- サービス終了後にどのような活動に参加したいのかを確認し、活動参加に繋げるように支援します。

③ サービス終了直前

- 元気はつらつ教室のリハビリ専門職が、サービス利用前と比べて改善しているかどうか確認します。（必要に応じて、自宅を訪問することがあります。）
- サービス利用前に難しかった生活行為（外出、入浴、家事等）の確認とアドバイスをします。

④ サービス終了　元気になって豊かな「なりたい生活」を送りましょう。

- 活動的な生活を維持する心掛けができるようになります。（例えば、地域活動（通いの場、サロン、ボランティア等）に参加する。）
- 体調等を確認しながら、習った運動や生活習慣を継続しましょう。

教室での支援のポイント

専門職が一人ひとりの身体の状態や生活で困っている動作、生活習慣を評価したうえで、効果のある運動プログラムの提供や家でできる体操等を指導し、「自分で運動習慣を継続できること」をめざし、支援します。

一般介護予防事業

介護予防教室	運動、栄養、口腔機能等様々なテーマで正しい介護予防の知識を学べます。各地域包括支援センターで開催をしています。	
	問い合わせ先	地域包括支援センター（40ページをご参照ください）
通いの場	通いの場とは、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがい」「仲間づくり」の輪を広げる、地域の介護予防の拠点です。通いの場に参加したい人、お住まいの地域に通いの場がないため新たに立ち上げたい人は、各地域包括支援センターにお問合せください。	
	問い合わせ先	地域包括支援センター（40ページをご参照ください）

MEMO

7 その他のサービス

介護保険のサービス

事業名	事業内容	対象者	問い合わせ先
認知症高齢者等 位置探索システム利用 助成金交付事業	徘徊等により行方不明になった場合、居場所を早期に発見するために必要な探索機器等の初期導入費用の全部または一部を助成する取り組み。 ※事前に申請が必要です。	要支援・要介護認定を受け、認知症等により行方不明になる心配のある人を介護している家族 費用：初期導入費用（18,480円上限）を助成、月額の基本料金等は自己負担となります。	門真市 高齢福祉課 TEL 06-6902-6176
高齢者等 SOSネットワーク事業	徘徊等により行方不明になった高齢者等が事故等に遭われることを防ぐために地域の協力を得て早期に発見する取り組み。	認知症等により行方不明になる心配のある人 ※事前登録が必要となります（ただし、緊急時はご相談ください。） 費用：無料	
認知症高齢者等 見守りQRコード交付事業 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。	QRコード付きシールを交付し、対象者の衣服や持ち物に接着したコードを、発見者がスマートフォン等で読み取ると事前に登録された家族等に通知が届き、早期の身元確認から早期の保護へとつなぐ取り組み。	認知症等により行方不明になる心配のある人 費用：無料 ※QRコードシールの追加、高齢者住宅（有料老人ホーム、グループホーム等）入居者のシール代は自己負担となります。	
紙おむつ等給付事業	65歳以上の要介護3～5の要介護者で、常時紙おむつが必要な人を在宅で介護している家族の人に月4,000円を限度として紙おむつ等給付券を交付します。	65歳以上の要介護3～5の人を在宅で常時介護をしている家族 ※要介護者及び家族介護者の世帯全員が市民税非課税の人 ※要介護者が生活保護を受けている、入院・施設入所は対象外 ※要介護者及び家族介護者は門真市民であることが対象です。	
家族介護慰労金支給事業	要介護4・5の要介護者で、1年間介護保険のサービスを利用していない人を在宅で介護している家族の人に年額10万円を支給します。	申請日以前の1年間（対象期間）に介護保険サービス（1週間程度のショートスティの利用を除く）を利用していない要介護4・5の要介護者を在宅で介護している家族 ※要介護者及び家族介護者の世帯全員が市民税非課税の人 ※要介護者及び家族介護者が介護保険料を滞納していない ※要介護者が保険給付制限を受けていない ※3か月以上入院した場合、退院してから1年間介護保険サービスを利用していない人が対象です。	

高齢者福祉の事業

事業名	事業内容	対象者	問い合わせ先
緊急通報装置貸与事業	急病等の緊急時にボタンを押すと電話回線でオペレーションセンターに直接つながり、会話できる装置を貸与します。（オペレーションセンターには看護師等が常駐し、消防署へ連絡する等、適切に対応します。）	概ね 65 歳以上の病弱で一人暮らしの人、または高齢者のみの世帯の人 ※原則、門真市在住の２人の協力員が必要 ※電話回線は原則 NTT アナログ回線、その他の回線の場合は、ご相談ください。 費用：前年度の市民税の所得割額が ①非課税（生活保護世帯を含む） ▶自己負担なし ② 49,500 円以下 ▶自己負担なし ③ 49,500 円超～ 85,500 円以下 ▶月額 715 円 ④ 85,500 円超 ▶月額 1,430 円	門真市 高齢福祉課 TEL 06-6902-6176
福祉電話の貸与及び使用料の補助事業	安否確認、各種相談等に必要な電話回線を貸与又は、電話回線をお持ちの人に基本料金を補助します。	【貸与】 低所得の世帯に属する 65 歳以上の一人暮らしの人、またはそれに準ずる人 ※生活保護基準以下の世帯 ※携帯電話をお持ちの人は対象外 【補助】 低所得の世帯に属する 65 歳以上の一人暮らしの人、またはそれに準ずる人 ※生活保護基準以下の世帯 ※携帯電話をお持ちの人、生活保護受給者は対象外	
成年後見審査申立事業	認知症等により判断能力が不十分な、身寄りのない 65 歳以上の高齢者に対し、精査の上、家庭裁判所に成年後見等開始の審判を申し立てます。	認知症等により判断能力が不十分な高齢者で、配偶者又は２親等以内の親族がいない人（ただし、３親等・４親等であって、審判請求をする者の存在が明らかな場合は対象外） 費用：後見人等（親族は除く）の報酬の一部を助成 ※資産状況等の審査あり	
在日外国人高齢者特別給付金支給事業	「国民年金法」の老齢年金等の支給を受けられない在日外国人高齢者に対して給付金を毎月1万円支給します。	大正 15 年４月１日以前の生まれで、昭和 57 年１月１日以前から外国人登録のある人 ※生活保護受給者、年金額 12 万円以上（年額）の人、障害福祉金受給者等は対象外	

高齢者福祉の事業

事業名	事業内容	対象者	問い合わせ先
長寿祝金贈与事業	満 100 歳になられた人の長寿を祝福するために祝金を贈呈します。	100 歳になられた人 (基準日：誕生日) 贈与時期：誕生日以降	門真市 高齢福祉課 TEL 06-6902-6301
街かどデイハウス 通所事業	趣味活動・給食サービス等の日帰りのサービスを提供します。(送迎なし)	概ね 65 歳以上で、在宅で自立した日常生活を送るために支援が必要な人 ※要介護・要支援認定者、事業対象者は対象外 費用：食材費等自己負担があります。	しろがき 城垣町2-25 TEL 072-397-2292 サロン遊友 舟田町15-3-2F TEL 072-883-2039
「歩こうよ・歩こうね」 運動事業	高齢者が各自の体力に合わせて距離や時間を設定し、高齢者の健康の維持・増進を図ります。	市内在住で 60 歳以上の人 開始月：４月・７月・10月・１月 (参考記録としてであれば、いつからでも開始可能)	門真市 老人クラブ連合会 TEL 06-6904-5062 月・水・金(祝日除く) 午前10時～午後3時
さわやか訪問収集	粗大ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な人を対象に、屋内からの持ち出し収集をします。	虚弱等により日常生活に支障のある 65 歳以上の一人暮らしの人等 ※同居人がいる場合には、お問合せください。 ※電話申し込み後に、職員が事前調査を行い、登録の可否を決定し、収集日を調整します。 ※収集日には立ち合いが必要 費用：粗大ごみ手数料と同額	クリーンセンター 業務課 TEL 06-6909-0048
ふれあいサポート収集	一人暮らしの高齢者や障がいのある人等でゴミ出しをすることが困難である世帯に対し、家庭ごみを戸別で収集します。	要介護２以上の高齢者や障がいのある人で、一人暮らしの人 ※同居人がいる場合には、お問合せください。 費用：無料（粗大ごみは除く）	
福祉有償運送事業	介助がなければ外出困難な高齢者や障がいのある人等の外出を支援するため、福祉車両を使用し有償で移送を行います。	公共交通機関を利用することが困難な要支援・要介護認定者、身体障がい者手帳所持者	門真市シルバー人材センター TEL 06-6905-5911

事業名	事業内容	対象者	問い合わせ先
紙おむつ給付事業	規定枚数の紙おむつを１年に１回給付します。	市民税非課税世帯で要介護認定を受けた、在宅の 65 歳以上もしくは障がい等で常時紙おむつを使用している人 ※門真市の「紙おむつ等給付事業」の対象者は除く ※生活保護受給者は対象外	門真市 社会福祉協議会 TEL 06-6902-6453
ハウスクリーニングサービス	衛生保持を目的とした専門業者による清掃をします。（原則１年に１回）	市民税非課税世帯で要介護認定を受けた、在宅の 65 歳以上の一人暮らしで虚弱な人、あるいは高齢者世帯で掃除が困難な人	
ふとん丸洗いサービス	専門業者によるふとんの丸洗い・乾燥を２年に１回行います。	市民税非課税世帯で要介護認定を受けた、在宅の 65 歳以上で虚弱な人で、ふとんの衛生維持が困難な人	
車いす貸出事業	車椅子を無料で貸与します。（貸出期間：最長３か月）	在宅で車いすが必要な人 ※介護保険制度や障がい者施策で車いすの貸与や給付を受けることができる人は対象外	
日常生活自立支援事業	認知症等により判断力が不十分で、地域で自立して在宅生活をすることが困難な高齢者を支援し、安心した在宅生活をお手伝いします。 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理 ・書類等の預かり	近くに身寄りがなく、判断能力が不十分な認知症の高齢者で自己の判断で日常生活を営むことが困難な人 費用：所得により利用料の負担あり	

MEMO

8 地域包括支援センターの

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャー等から受けた相談内容を市とともに把握し、行政機関、保健所、医療機関、介護サービス事業所、警察等、関係機関と連携して解決に努め、地域の高齢者や家族を支えます。緊急時等は、24 時間、365 日体制で相談をお受けしています。
（事前予約にて休日や夜間の対面相談も可能）

施設名	小学校区	所在地・問い合わせ先	窓口開設時間（年末年始を除く）
門真第１地域包括支援センター	門真みらい	堂山町25-20 TEL 06-6780-0808　FAX 06-6780-0818	午前8:30～午後5:15（日曜休み）
門真第２地域包括支援センター	門真・速見	柳田町27-25 TEL 06-6906-7077　FAX 06-6906-7078	午前9:00～午後5:00（日・祝休み）
門真第３地域包括支援センター	大和田・古川橋・上野口	大橋町12-8 TEL 072-800-0825　FAX 072-800-0826	午前9:00～午後5:30（日・祝休み）
門真第４地域包括支援センター	四宮・沖・北巣本・五月田	北島町12-20 TEL 072-887-6540　FAX 072-887-6541	午前8:30～午後5:30（日・祝休み）
門真第５地域包括支援センター	水桜（脇田・砂子）・二島・東	桑才町19-25 TEL 072-883-3334　FAX 072-885-6118	午前8:30～午後5:30（日曜休み）

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された方や事業対象者、支援や介護が必要となるおそれの高い人のために、介護予防などの支援をします。

権利擁護（けんりようご）

高齢者のみなさんのさまざまな権利を守るために、消費者問題の相談や虐待の早期発見、成年後見制度の紹介などを行います。

地域包括支援センター

主任ケアマネジャー　保健師（または経験豊富な看護師）　社会福祉士

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら、高齢者を支えます。

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他なんでもご相談を受け付けます。

総合相談支援

ケアマネジャーへの日常的な指導や相談、困難事例などについての指導や助言をします。

包括的継続的ケアマネジメント支援

担当地域のご案内

令和7年4月現在

MEMO

MEMO

広告

えんの旅

想いと縁を旅に。
あなたの“叶えたい”から創る、新しい旅行サービス

えんの旅は、大切な人とのご縁を深め、思い出に残る旅行体験を提供する、プロのコーディネーターが寄り添う旅行会社です。単なる観光だけではなく、あなたの“叶えたい”想いやご要望に合わせたオリジナルプランをご提案し、思い出を積み重ねながら心に寄り添う“ご縁”を育んでいきます。

例えばこんな旅

1周忌や3回忌に。大切な思い出の場所を巡る旅

大切なご家族と過ごした懐かしい場所や、思い出の時間が待つ土地へ。
初めて出会った場所やプロポーズの地、一緒に泊まった旅館など、旅をしながら故人を偲ぶ機会をおつくりいたします。

子どもたちへプレゼントする三世代旅行

「結婚や就職で遠くに離れて住むことになった息子・娘と旅行に行きたい」「孫と一緒に旅行に行きたい」そんな風に思うことはありませんか？ 思い切って、お子さんたちへのサプライズ旅行を一緒に計画しましょう。
思い出に残る旅をご支援いたします。

自分へのご褒美に！一人旅行で自由な自己発見旅

自分の「好き」を詰め込んだ旅行を、自分へのご褒美に。ワクワク感を満たし、新たな自分を発見してみませんか？

その他、「終活バスツアー」や「貸切クルーズツアー」など企画ツアーもございます。
季節に応じてご案内しておりますので、ホームページをご覧ください。

まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ

ホームページ

えんの旅

(一社)全国旅行業協会正会員
東京都知事登録旅行業第2-8325号

0120-302-282

受付時間：9：00～18:00　HP：https://en-no-tabi.jp

えんの旅

運営元：株式会社ハウスボートクラブ　東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F　当社は株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）のグループ企業です。

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

2024年4月1日から相続登記義務化スタート！

スマホ・パソコンで
必要な相続手続きがすぐわかる！

オンライン 1分無料診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます！
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう！

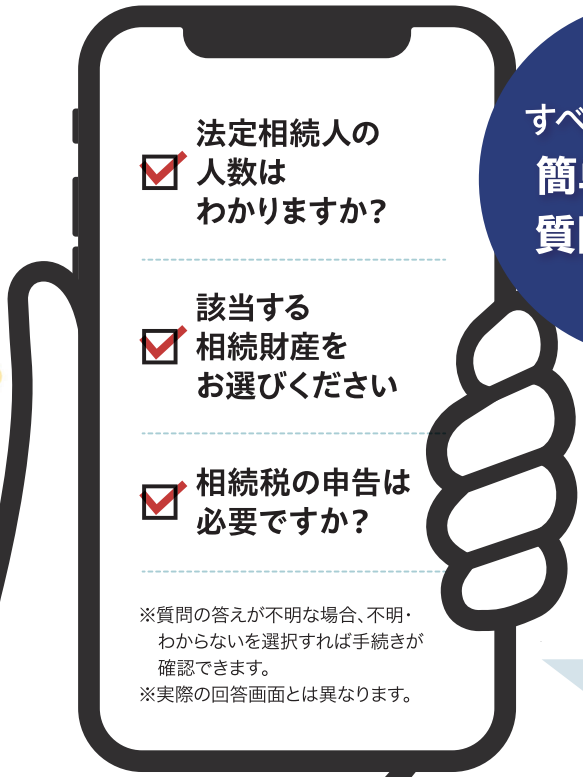

※質問の答えが不明な場合、不明・わからないを選択すれば手続きが確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

すべて1クリック！
簡単な3つの質問でわかる！

1分でわかる！

こんな方におすすめ！

- 相続手続きが初めての方
- 必要な書類や手続きを知りたい方
- 専門家のサポートが欲しい方

▶オンライン1分無料診断はこちらから！

https://www.i-sozoku.com/ いい相続 1分診断

通話料無料 0120-992-467 受付時間 平日 9:00～19:00／休日 9:00～18:00

運営元：株式会社鎌倉新書　〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）